

利 用 許 可 申 請 書

指定管理者
社会福祉法人始良市社会福祉協議会
会 長 殿

令和 年 月 日

次のとおりホール・会議室等を使用したいので始良市加治木福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第 2 条の規定に基づき申請します。

申 請 人	住 所	電話（ ）			
	団体名	代 表 者 名 会場責任者			
利用目的及び その内容		受講料等	有・無	円	
		利用者数		名	
共催する団体名					
利 用 期 間	令和 年 月 日（ 曜）	時 分	～	時 分	
	令和 年 月 日（ 曜）	時 分	～	時 分	
使 用 会 場	ホール・ステージ	会議室（ 1・2・3・4・5・6）調理室			
基 本 使 用 料 ㊦	円	円			
冷 暖 房 使 用 料	円	円			
市 外 使 用 料	㊦ ×2 =	円			
受 講 料 ・ 入 場 料 等	㊦ ×2 =	円			
商 業 宣 伝 ・ 商 品 説 明 等	㊦ ×1.5=	円			
延 長 料	× =	円			
減 免 料		円			
ピ ア ノ	170× =	円			
合 計	円				
決 裁 欄	受付日	年 月 日	支 所 長	総 務 係	係
	決済日	年 月 日			
	許可日	年 月 日			
	番 号				

福祉センター使用申請にあたっての事前確認票

次の項目について正確にご回答ください。

会場使用の際、回答とは異なる行為を職員が確認した場合、虚偽の申請をされたものとみなし場合によっては退室いただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

	事前確認項目	回 答
1	申請者（使用者）は始良市在住ですか、市外在住ですか	市内 ・ 市外
2	入場料又は受講料等の徴収を予定していますか	はい ・ いいえ
3	商業的宣伝（商品説明および勧誘・チラシ配布）等がありますか	はい ・ いいえ
4	電源を必要とする機材の持ち込みがありますか （楽器・音響機材・パソコン等）	はい ・ いいえ ()
5	施設にある備品の借用を予定しますか	はい ・ いいえ ()
6	施設内外に看板やポスター等の貼紙を貼ることを計画していますか	はい ・ いいえ
7	お弁当等飲食物の館内への持ち込みを計画していますか （＊アルコール類は禁止・館内禁煙です）	はい ・ いいえ
＊ 物品等の販売は出来ません。		

★公的機関からの利用要請があった場合は、お譲りいただくことがあります。

（災害避難・選挙も含む）

（平成 22 年 始良市条例第 93 号）

1. 各施設の利用時間には、利用前の準備又は利用後の後片付け等に要する時間を含むものとする。
2. 各施設（調理室を除く）の利用時間が 30 分以内の場合には、1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額を、30 分を超え 1 時間以内の場合は、1 時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
3. 市外利用者の場合は、基本使用料は 2 倍の額とする。
4. 入場料又はこれに類するものを徴収せずに、商業的宣伝、慰安等に使用する場合は、基本使用料は 1.5 倍の額とする。
5. 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、基本使用料は 2 倍の額とする。
6. 国又は地方公共団体が後援するもので、入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本使用料は 1.5 倍の額とする。